

指定事業者が 生乳取引を拒否できる ルール違反の事例集

ルールに反した「いいとこどり」に対して、
指定事業者は取引を拒否することができます。

問い合わせ窓口

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

TEL: 03-3502-5988

加工原料乳生産 農林水産省



<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/kakou.html>

問い合わせフォーム

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/171027.html

Q&A

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/attach/pdf/kakou-32.pdf>

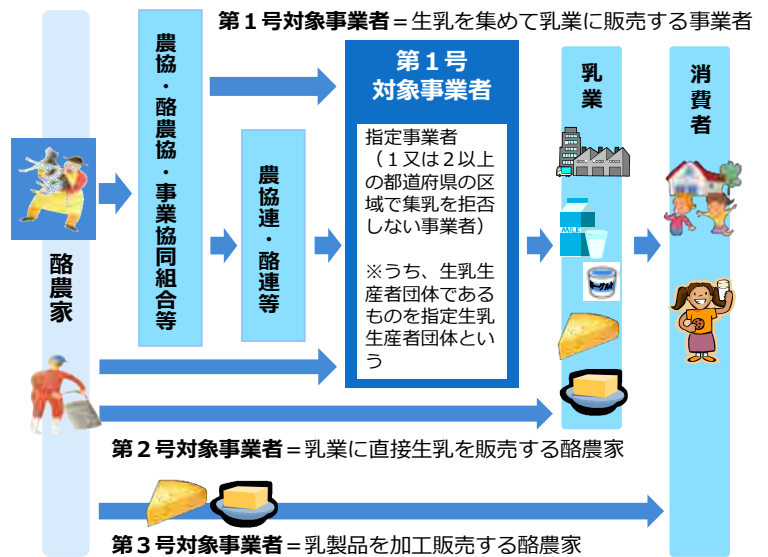
2018年4月から新たな加工原料乳生産者補給金制度がスタート

自ら付加価値を高めた牛乳乳製品の開発・製造販売や チーズ工房との連携等の6次産業化に取り組みやすくなりました

牛乳乳製品は、日常品からこだわりの高級品まで多様なニーズがあります。

指定事業者を経由しなくても補給金が交付されるため、酪農家が多様なニーズに応じて、創意工夫を活かし、①付加価値を高めた牛乳乳製品を自ら開発・製造販売することや、②チーズ工房と連携すること等の6次産業化に取り組みやすくなりました。

また、条件不利地域の酪農家であっても確実に集乳されるよう、条件不利地域の集送乳を安定的かつ確実にを行う指定事業者を通じて集送乳調整金が交付されます。



生乳は毎日生産されるため、自ら開発・製造販売する場合、経営者として、収益メリット、販売不能リスクや毎日の製造販売を継続できるか等をよく分析することが重要です。

生乳取引に関しては、生産者の皆様が不公平感を感じないように、 また、場当たりの取引を認めないように、ルール(p3参照)が定められています。

消費者への安定的な牛乳乳製品の供給の基盤となる、指定事業者による安定的な集送乳の実現には、**契約に基づく年間を通じた安定した生乳取引**が重要です

しかし



取引契約の期中での不履行のような場当たりの対応(契約違反)



ルールに反する「いいとこどり」



飲用需要が下がる冬場のみ出荷するといった不公平感を生じさせる取引(不公平な取引)

すると



「契約違反」や「不公平な取引」は「指定事業者が取引を拒否できる正当な理由」に該当し、指定事業者から出荷を拒否される可能性があります。

注意！
Caution!

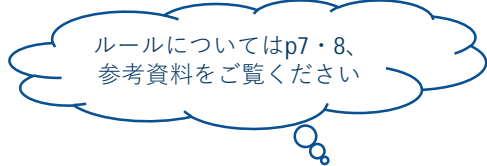
- 契約は、両者の合意に基づき成立するものです。
- 契約は、商取引の基本となるもので、契約当事者双方が遵守する義務があります。契約締結の際は内容の事前説明を求め、よく確認して、不明点がないようにしましょう。
- 契約期間途中(年度途中)の契約違反・不履行は、取引先の不利益となり、契約に基づく違約金が発生する等、自らの不利益になる可能性があります。
- 酪農家の創意工夫を活かせるよう、出荷先の選択肢が拡大されましたが、年度途中で出荷先や出荷量を変更することは契約違反にあたるだけでなく、制度趣旨にも反します。

指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反「いいとこどり」

以下で紹介する事例は、問合せフォームに寄せられた相談等に基づいて一般化して整理したものです。

生乳取引を拒否できる正当な理由に該当するかどうかについては、

- ① 個別のケースごとに法令に則して判断されるものであること
- ② 当事者間の合意があれば様々な契約の締結が可能であることに留意してください。



ルール

指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反(「いいとこどり」)

※畜産経営安定法施行規則第19条に規定

NG 1

季節変動を超えた増減

畜産経営安定法施行規則第19条第1号

NG 2

短期間のみ

畜産経営安定法施行規則第19条第2号

NG 3

特定の用途のみ

畜産経営安定法施行規則第19条第3号

NG 4

統一的に定める基準に不適合

畜産経営安定法施行規則第19条第4号

NG 5

契約数量から大幅に増減

畜産経営安定法施行規則第19条第5号

NG 6

虚偽・不正などの申出

畜産経営安定法施行規則第19条第7,8号

NG 7

その他

ア 生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対して委託販売を依頼するような取引

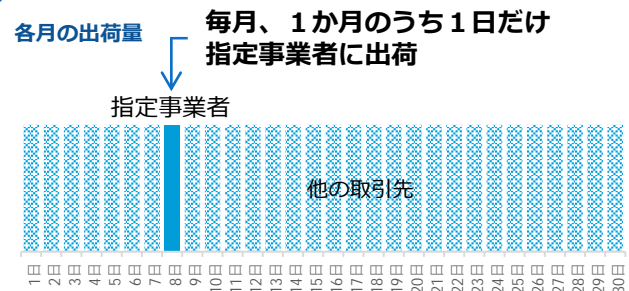
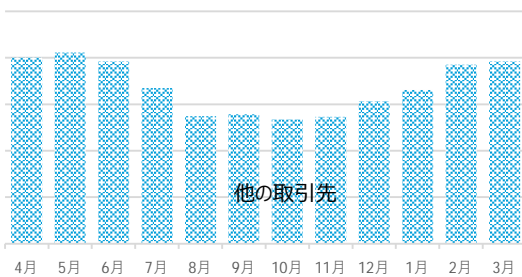
イ 生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する買取販売を依頼するような取引

ウ 指定事業者が行っている、生産者間での集送乳経費の平準化の措置や取引数量を基準とする乳代の支払を拒むような取引 畜産経営安定法施行規則第19条第6号

<契約前の申出>

事例 1

来年度から毎月1か月のうち1日だけ指定事業者に出荷したい



解説 日々の生乳生産量の変動に応じて、指定事業者と他の取引先に一定割合で出荷していないため、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

NG 1

季節変動を超えた増減

畜産経営安定法施行規則第19条第1号

NG 2

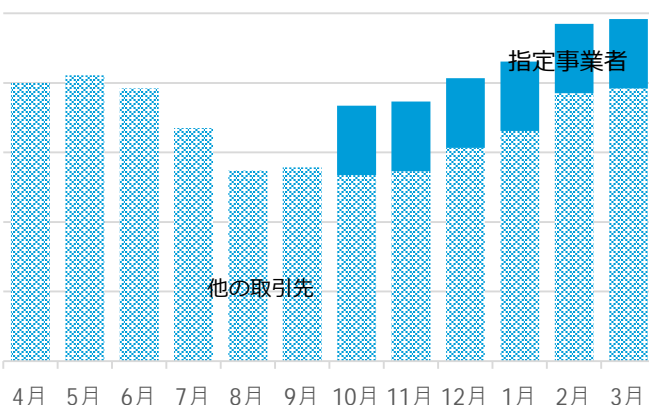
短期間のみ

畜産経営安定法施行規則第19条第2号

事例 2

1年を通して他の取引先に出荷する契約だが年度途中で増頭した分は指定事業者に出荷したい

年度途中で増頭分だけ指定事業者に出荷



解説 年度途中から指定事業者に出荷するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

NG 1

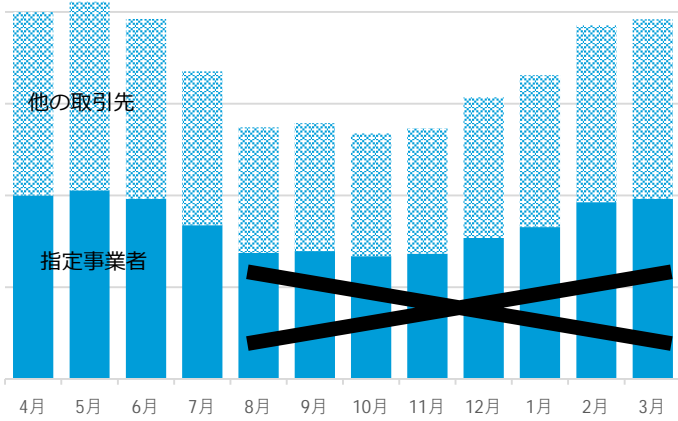
季節変動を超えた増減

畜産経営安定法施行規則第19条第1号

事例 3

前年度は指定事業者との契約を一方的に破棄したが、今年度は指定事業者に出荷したい

年度途中で一方的に指定事業者へ出荷取り止め



前年度は色々な事情があって、年度途中で指定事業者への出荷は合意なしに取り止めたけど、他の取引先が販売不振で心配だから、今年度は改めて指定事業者に出荷したいよね



解説 今年度の契約の申出に関連して前年度の契約の申出に偽り（＝この場合、前年度の途中での契約の一方的破棄）があったことから、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

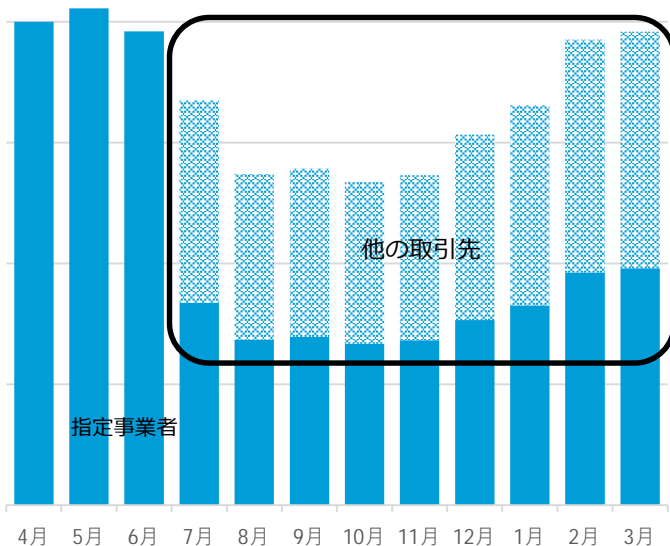
NG 6 虚偽・不正などの申出
畜産経営安定法施行規則第19条第7,8号

< 契約後の申出 >

事例 4

1年を通して指定事業者に出荷する契約だが、7月から生乳の一部を乳価が高い他の取引先に出荷したい

契約に反し他の取引先に出荷



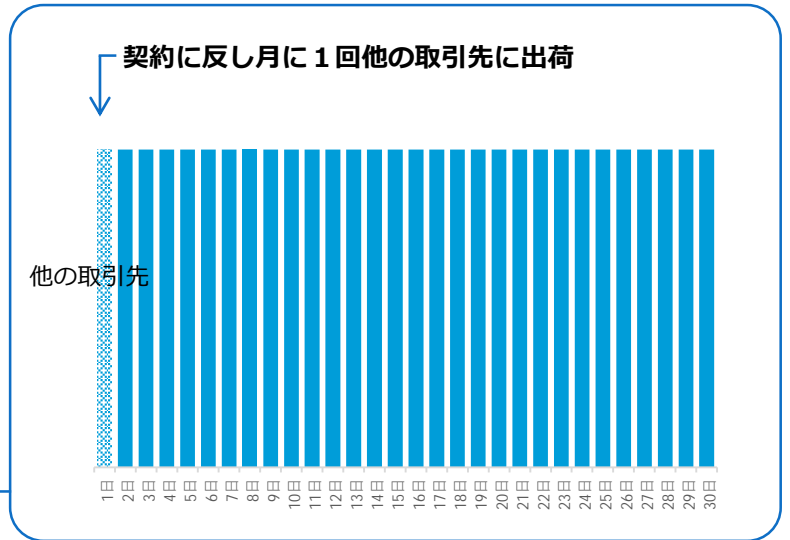
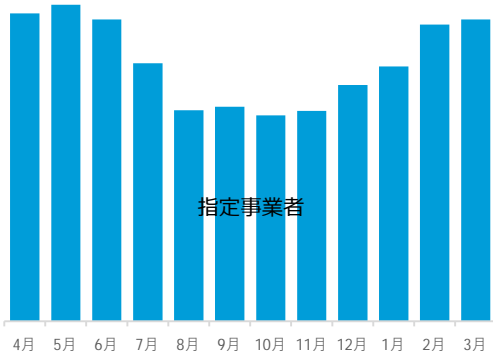
解説 1年を通して出荷するという契約内容に違反した取引です。年度途中で他の取引先に出荷するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

- NG 1 季節変動を超えた増減
畜産経営安定法施行規則第19条第1号
- NG 5 契約数量から大幅に増減
畜産経営安定法施行規則第19条第5号
- NG 6 虚偽・不正などの申出
畜産経営安定法施行規則第19条第7,8号

事例 5

1年を通して指定事業者に出荷する契約だが、
8~11月まで月に1回ずつ乳価が高い他の取引先に出荷したい



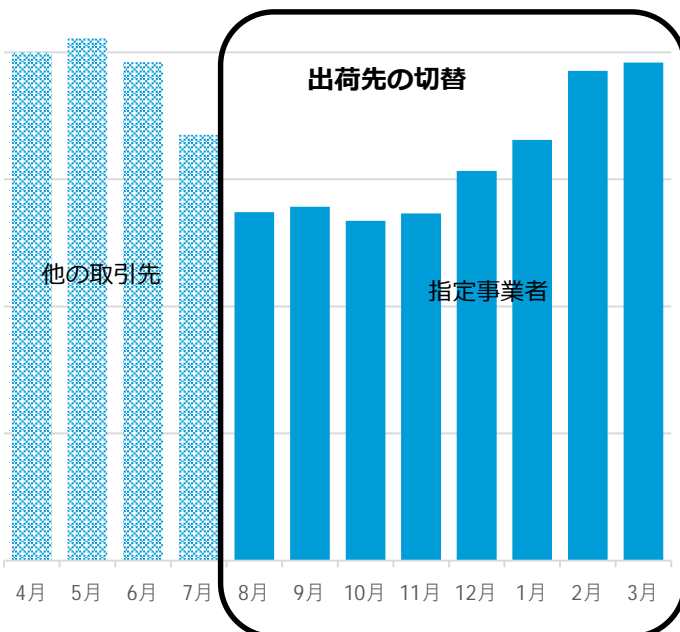
解説 1年を通して出荷するという契約内容に違反した取引です。一定期間他の取引先に出荷するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

- NG 1 季節変動を超えた増減
畜産経営安定法施行規則第19条第1号
- NG 5 契約数量から大幅に増減
畜産経営安定法施行規則第19条第5号
- NG 6 虚偽・不正などの申出
畜産経営安定法施行規則第19条第7.8号

事例 6

1年を通して他の取引先に出荷する契約だが、他の取引先が
思ったより良くなかったので、8月から指定事業者に出荷したい



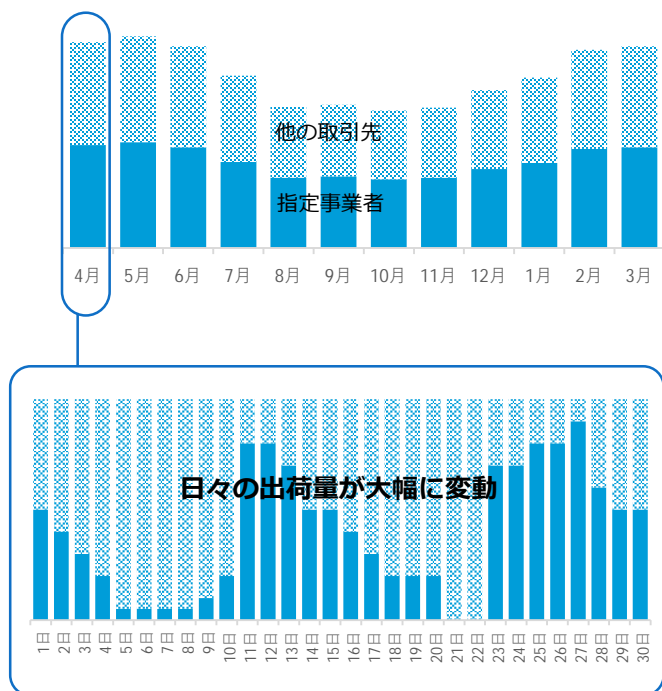
解説 年度途中から指定事業者に出荷するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

- NG 1 季節変動を超えた増減
畜産経営安定法施行規則第19条第1号

事例 7

1年を通して指定事業者と他の取引先それぞれに一定割合で出荷する契約だが、日々、出荷量が大幅に変動する



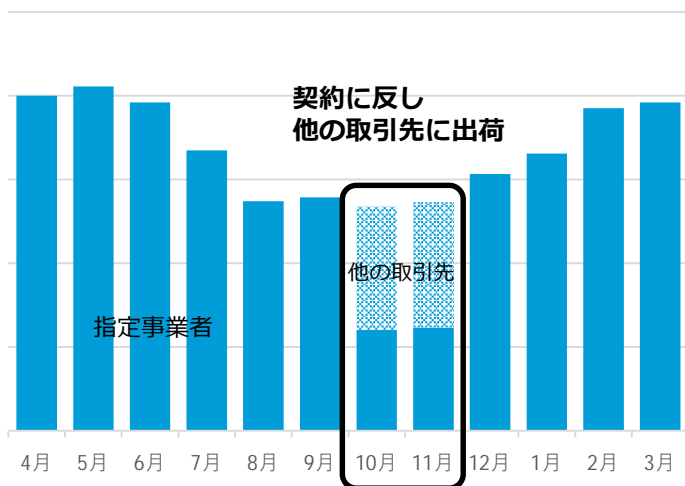
解説 1年を通して一定割合でそれぞれに出荷するという契約内容に違反した取引です。日々の出荷量が大幅に変動するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

- NG 1 季節変動を超えた増減
畜産経営安定法施行規則第19条第1号
- NG 5 契約数量から大幅に増減
畜産経営安定法施行規則第19条第5号
- NG 6 虚偽・不正などの申出
畜産経営安定法施行規則第19条第7,8号

事例 8

1年を通して指定事業者に出荷する契約だが、10～11月だけ生乳の一部を他の取引先に出荷したい



解説 1年を通して出荷するという契約内容に違反した取引です。年度途中で一定期間他の取引先に出荷するもので、「いいとこどり」に当たる取引であり、指定事業者はその取引を拒否することができます。

該当する可能性のあるルール

- NG 1 季節変動を超えた増減
畜産経営安定法施行規則第19条第1号
- NG 5 契約数量から大幅に増減
畜産経営安定法施行規則第19条第5号
- NG 6 虚偽・不正などの申出
畜産経営安定法施行規則第19条第7,8号

生乳取引のルールを守って、
消費者の下に安定的に牛乳乳製品を届けましょう

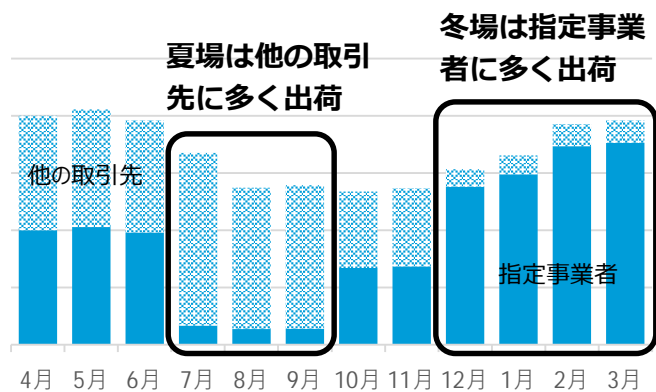


指定事業者が取引を拒否できるいわゆる「いいとこどり」

※畜産経営安定法施行規則（省令）第19条に規定

NG 1 季節変動を超えた増減

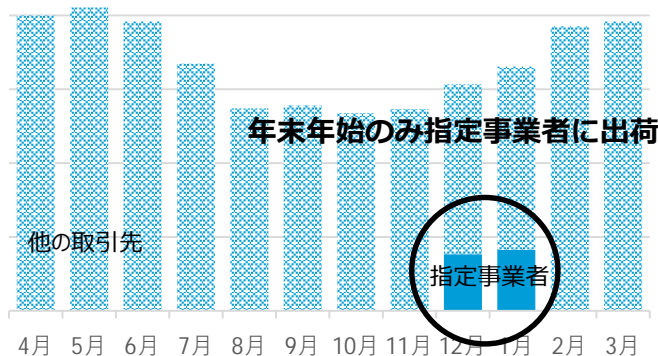
省令第19条第1号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること



解説 例えば、夏場など飲用需要が増加する時期には他の取引先に多く出荷、冬場など飲用需要が減少する時期には指定事業者に多く出荷するような取引を指します。

NG 2 短期間のみ

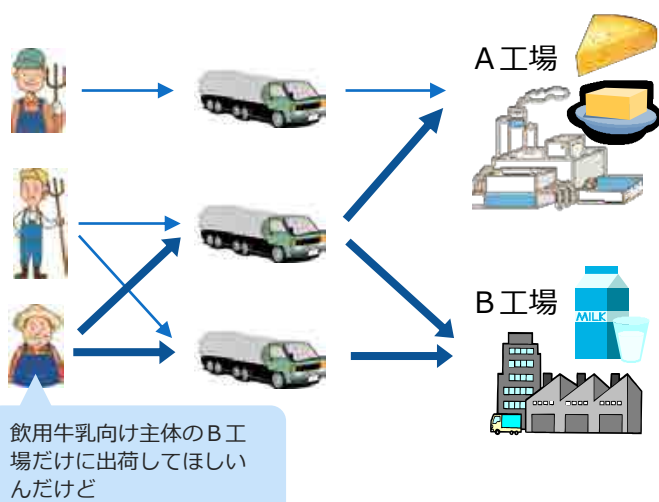
省令第19条第2号 当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること



解説 例えば、飲用需要が減少する一時期（年末年始など）のみ指定事業者に出荷するような取引を指します。

NG 3 特定の用途のみ

省令第19条第3号 当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること



解説 例えば、自分の生乳を飲用牛乳向けだけに仕向けてほしい、特定の乳業だけに持って行ってほしいといった条件をつけた取引を指します。

NG 4 統一的に定める基準に不適合

省令第19条第4号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること

アルコールテストで反応がでているけど、今月は経営が苦しいから集乳してほしいんだけど

ダメですよ！
当指定事業者に出荷する酪農家の方にはアルコールテスト陰性を出荷基準にしています！

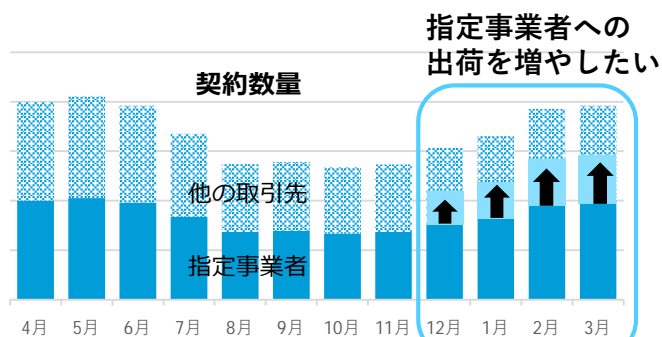
解説 例えば、指定事業者が統一的に定める無脂乳固形分の含有比率等の乳成分の基準、体細胞数等の生乳の品質に関わる規格に適合しない生乳を出荷するような取引を指します。

ただし、指定事業者は、統一的な基準を設ける場合には、どの生産者であっても同じように扱うなど、統一的に運用しなければなりません。

※なお、酪農家や流通事業者等は、食品衛生法において、自主検査の実施等により食品の安全性確保のための取組を行うよう努めなければならないとされています。

NG 5 契約数量から大幅に増減

省令第19条第5号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること



契約は、指定事業者と他の取引先とで1：1に出荷する契約にしたけど、他の取引先の売れ行きが不振なので、来週から大半を指定事業者に出荷させてほしいんだけど



解説 例えば、他の取引先の売れ行き不振などの理由により、合意なく指定事業者への出荷数量を契約数量から大幅に増やす又は減らすような取引を指します。

NG 6 虚偽・不正などの申出

省令第19条第7号 当該委託又は売渡しの申出を行った者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行ったこと

省令第19条第8号 当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること



忙しくて、いちいち動物用医薬品の使用記録をつけていられないんだけど

記録してください！

生乳の安全性、トレーサバックのために、当指定事業者に出荷する酪農家の方には農薬、動物用医薬品、飼料添加剤等の使用を記録するよう契約でも明記しています。



解説 例えば、契約で明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われておらず、指定事業者が改善を要求したにも関わらず、依然として適切な対応が取られないような場合を指します。

NG 7 その他

- ア 生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対して委託販売を依頼するような取引
- イ 生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する買取販売を依頼するような取引
- ウ 指定事業者が行っている、生産者間での集送乳経費の平準化の措置や取引数量を基準とする乳代の支払を拒むような取引

省令第19条第6号

当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は次条第一号から第三号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出（第20条参照）であること

省令第20条

- 一 生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第1号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付することとしていること。
- 二 集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行った者間での平準化の措置がとられていること。
- 三 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たっては、当該契約に係る生乳の1キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。